

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 調布市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
43,019	-	2,543	45,562

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	81,349	77,321	4,028	3,758	2,953	42,514	
用地特別会計	1,636	1,636	-	-	184	358	
受託水道事業特別会計	1,328	1,328	-	-	-	-	
一般会計等	81,507	77,478	4,028	3,758		42,872	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純増益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	19,059	18,991	69	69	2,095	-	-	
老人保健医療事業特別会計	125	89	36	36	28	-	-	
介護保険事業特別会計	10,065	9,811	254	254	1,556	-	-	
下水道事業会計 (公共下水道事業)	4,016	3,975	41	41	1,205	5,529	4,041	
介護サービス事業会計 (指定介護老人福祉施設・ 老人デイサービスセンター)	1,218	1,218	-	-	361	676	-	
後期高齢者医療特別会計	3,367	3,322	45	45	1,508	-	-	
公営企業会計等 計				445		6,205	4,041	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純増益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純増益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
東京たまご資源循環組合	11,481	10,301	1,180	1,180	1,286	20,906	920	
二枚橋衛生組合	451	451	-	-	199	-	-	
ふじみ衛生組合	3,179	2,354	825	258	-	-	-	
東京都十一市競輪事業組合	34,269	33,849	421	421	186	-	-	
東京都六市競艇事業組合	21,513	21,360	153	153	335	-	-	
東京都市町村総合事務組合 (一般会計)	1,085	1,012	73	73	1	-	-	
東京都市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	559	417	142	142	-	-	-	
東京都後期高齢者 医療広域連合(一般会計)	5,019	4,899	120	120	649	-	-	
東京都後期高齢者 医療広域連合(後期高齢者医 療特別会計)	931,185	915,062	16,123	16,123	14,162	-	-	
一部事務組合等 計				18,470		20,906	920	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常増益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
調布エフエム放送株	5	89	30	-	-	-	-	-	
調布市土地開発公社	8	35	5	8	-	8,946	-	-	
調布市文化・コミュニティ振興財団	39	591	500	201	-	-	-	-	
調布市ゆうあい福祉公社	24	383	300	185	-	-	-	-	
社調布市体育協会	12	89	45	63	-	-	-	-	
株ココ・スクエア調布	9	251	60	-	330	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			940	457	330	8,946	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常増益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,368	4,358	△ 10
減価基金	452	385	△ 67
その他充当可能基金	9,594	8,023	△ 1,571
充当可能基金 計	14,414	12,766	△ 1,649

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.87	8.24	2.37	△ 11.33	△ 20.00	下水道事業会計(公共下水道事業)	-	-	-
連結実質赤字比率	7.08	9.22	2.14	△ 16.33	△ 40.00				
実質公債費比率	7.9	6.7	△ 1.2	25.0	35.0				
将来負担比率	30.0	23.1	△ 6.9	350.0					
財政力指数	1.36	1.35	△ 0.01						
経常収支比率	92.2	91.0	△ 1.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。

財政状況等一覧表

一般会計等の財政状況、公営企業会計等の財政状況、関係する一部事務組合等の財政状況、地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況、充当可能基金の状況、財政指標の状況について、一覧表形式で記載しています。

財政状況等一覧表について

1 一般会計等の財政状況

一般会計等（公営企業会計等以外のもの）の決算値を記載しています。

2 公営企業会計等の財政状況

公営企業会計を含む公営事業会計の決算値を記載しています。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

加入する一部事務組合について財政状況を記載しています。

数値については、「地方財政状況調査」及び「地方公営企業決算状況調査」を元に記載しています。

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

平成22年3月31日現在の第三セクター等の法人の経営状況等を記載しています。

調査対象は以下のとおりです。

- 1) 商法（有限会社法含む）の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、有限会社のうち、地方公共団体及び地方公共団体が1/2以上を出資する団体（以下「地方公共団体等」という。）の出資割合が25%以上の法人
- 2) 民法の規定に基づいて設立された社団法人、財団法人のうち、地方公共団体等の出資割合が25%以上の法人
- 3) 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社（いわゆる「地方三公社」）
- 4) 地方独立行政法人

5 充当可能基金の状況

地方公共団体が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の償還等に対して、その償還財源に充てることのできる基金のことです。

6 財政指標の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方公共団体の財政の健全化の維持・向上させるための制度として、健全化判断比率の公表が義務化した4指標（実質赤字比率/連結実質赤字比率/実質公債費比率/将来負担比率）があります。各健全化判断比率に応じて、一定の比率を超過した場合には、健全化を図るための計画の策定が必要となります。

・実質赤字比率

一般会計・用地会計・受託水道事業会計の決算を対象（一般会計等）とし、重複分を純計した実質赤字の標準財政規模に対する比率で、この比率が高くなるほど（本一覧表では負の値が大きくなるほど）、赤字の解消が難しくなることとなります。

・連結実質赤字比率

全会計（一般会計等・国民健康保険事業・老人保健・介護保険事業・下水道事業）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、この比率が高くなるほど（本一覧表では負の値が大きくなるほど）、赤字の解消が難しくなることとなり、地方公共団体としての運営の深刻度を表しています。

・実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。

この比率が18%以上の団体は地方債の発行に許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る起債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても起債が制限されます。

- ・将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高程度を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したものです。この負担比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなることを表しています。

- ・財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。この数値が高いほど、財源に余裕があるといえます。

- ・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）と臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

- ・資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況を示したもので、この比率が高くなるほど（本一覧表では負の値が大きくなるほど）、料金収入で資金不足の解消が難しくなることを表しています。

※財政状況一覧表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、経常収支比率については、単位は%です。表中の数値について、端数処理の関係により突合しないことがあります。